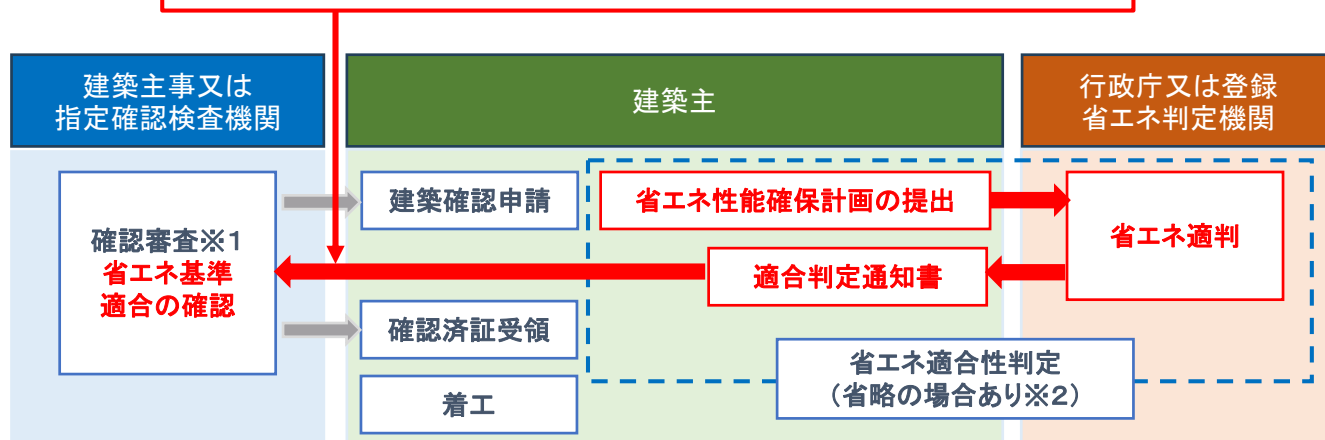


全ての新築住宅・非住宅に 省エネ基準適合が義務付けられています

(原則)

◆省エネ基準へ適合しない場合や、必要な手続き・書面の整備を怠った場合は、**確認済証や検査済証が発行されず、着工・使用開始が遅延する恐れがあります。**

確認審査の末日の3日前までに
省エネ適合判定通知書の提示が義務付け



※1完了検査時においても省エネ基準適合の検査が行われます。

※2仕様基準を用いるなど審査が比較的容易な場合は、適合性判定は省略されます。

現在JCIAでは**省エネ適判の申請を電子申請**を原則としております。

◆省エネ適判を省略できる場合

- ・仕様基準又は誘導仕様基準に適合
- ・設計住宅性能評価の実施
- ・長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認

※詳しくは、住宅性能評価評価部、省エネ審査グループへお問い合わせ下さい。

省エネグループTEL:03-6202-3880 メールの場合は、ホームページの『総お問い合わせ先』よりお願いします。

JCIA グループはSDGsに取り組んでおります。